

## 鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格者格付要領

平成26年9月11日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年告示第209号。以下「要綱」という。）第8条に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第2条 格付は、資格審査数値をもって下表の区分に従い行うものとする。

工事種別	土木工事	建築工事	その他
A級	850点以上	850点以上	650点以上
B級	650点以上850点未満	650点以上850点未満	500点以上650点未満
C級	500点以上650点未満	500点以上650点未満	500点未満
D級	500点未満	500点未満	

(資格審査数値)

第3条 資格審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点（要綱第8条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成6年建設省告示第1461号（以下「建設省告示」という。）第2に定める基準（以下「建設省告示に定める基準」という。）に従って審査し、平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需

適格組合」という。)については、次項のとおり取り扱うものとする。

2 官公需適格組合の経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（要綱第6条第4項表中官公需適格組合が申請する場合の書類欄の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

(1) 工事の種類別年間平均完成工事高

(2) 工事の種類別元請年間平均完成工事高

(3) 自己資本の額

(4) 利益額

(5) 技術職員の数

(6) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

（格付の変更）

第4条 要綱第11条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年9月11日から施行する。

2 この要領の施行の際現に市長が作成している、鶴ヶ島市建設工事等入札参加資格者名簿は、施行後のこの要領に定める、鶴ヶ島市建設工事等入札参加資格者名簿とみなす。